

ハイライト:

・相続税の主な改正事項について、ポイントをおさらいします！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

相続税の  
主な改正事項  
(平成27年1月1日から  
適用となるもの) 2

朝晩と涼しくなり秋の気配を感じられるようになりました。過ごしやすい季節となりましたが、夏の疲れがしやすい時期です。引き続き、体調管理にお気をつけ下さい。

第59号では、平成25年度税制改正の中から来年1月1日から適用となる、相続税の主なものを取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

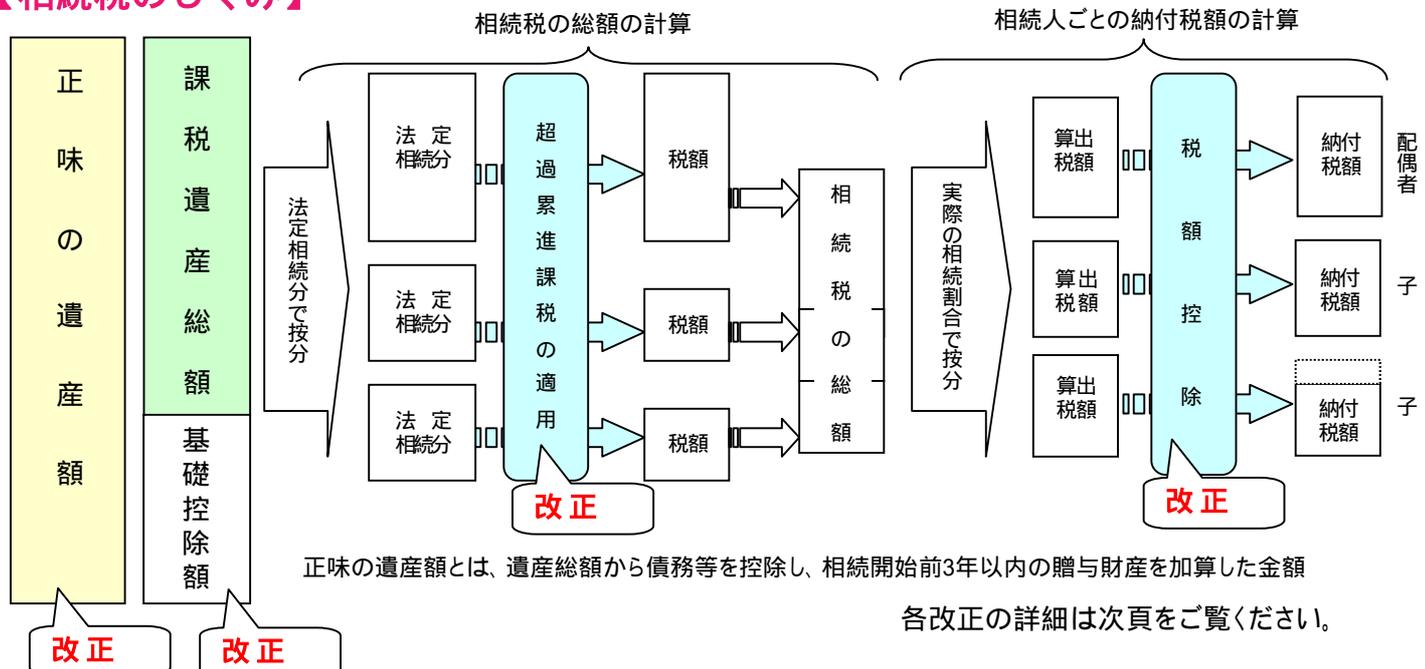
### 相続税の主な改正事項 (平成27年1月1日からの適用となるもの)

平成25年度税制改正により決定した内容ですが、いよいよ来年の平成27年1月1日以後の相続税から適用となります。新聞や雑誌でも特集が組まれるほど話題となっており、何度かこの『たっくすニュースフラッシュ』でも取り上げています。今回は、適用を前に主な改正ポイントをおさらいします。

#### 相続税の主な改正点

- 改正** 基礎控除額が引き下げられます。
- 改正** 最高税率の引き上げなど税率構造が変わります。
- 改正** 未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。
- 改正** 小規模宅地等の特例で、限度面積が拡大されます。

#### 【相続税のしくみ】



## 【改正内容】

	現行	改正
<b>改正</b>	<b>基礎控除額</b> 5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数	<b>3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数</b>

(例) 法定相続人が、配偶者と子供2人、正味の遺産額 6,000万円 (内訳: 自宅 3,000万円(評価額)、上場株式 500万円、預金 2,500万円、負債 0円) の場合

**【現行】** 基礎控除額: 5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円 > 6,000万円

相続税なし。  
申告も不要。

**【改正】** 基礎控除額: 3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円 < 6,000万円

(注1) 小規模宅地等の特例は、考慮していません。(特例の詳細は、改正をご確認ください。)

相続税が発生  
します! (注1)

	現行		改正	
<b>税率区分</b>	法定相続分の額	税率	法定相続分の額	税率
	1億円以下	10% ~ 30%	1億円以下	同左
	3億円以下	40%	<b>2億円以下</b>	<b>40%</b>
	3億円超	50%	<b>3億円以下</b>	<b>45%</b>
			<b>6億円以下</b>	<b>50%</b>
			<b>6億円超</b>	<b>55%</b>

(例) 正味の遺産額が3億円、法定相続人が、配偶者と子供2人の場合

**【改正】** 3億円(正味の遺産額) - 4,800万円(基礎控除額) = 2億5,200万円(課税遺産総額)

・ 配偶者(法定相続分1/2) 1億2,600万円 × 40% - 1,700万円 = 3,340万円...

・ 子(法定相続分1/4) 6,300万円 × 30% - 700万円 = 1,190万円...

+ × 2 = 5,720万円 (相続税の総額)

参考資料 相続税の速算表より抜粋

課税価格	税率	控除額
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円



## **改正** 【改正】 税額控除の改正

	現行	改正
<b>未成年者控除</b>	20歳まで1年につき6万円	20歳まで1年につき10万円
<b>障害者控除</b>	85歳まで1年につき6万円 等	85歳まで1年につき10万円 等

(例) 相続人が16歳の場合 20(歳) - 16(歳) = 4 10万円 × 4 = 40万円 (未成年者控除額)

## **改正** 【改正】 小規模宅地等の特例の改正

<b>居住用の宅地等</b>	限度面積 240㎡ (減額割合80%)	限度面積 330㎡ (減額割合80%)
<b>居住用と事業用の宅地等を選択する場合</b>	特定居住用宅地等 240㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ 合計で400㎡まで適用可能	特定居住用宅地等 330㎡ 特定事業用等宅地等 400㎡ 合計で730㎡まで適用可能

小規模宅地等の特例は主な財産が自宅(または事業用資産)で、その敷地の相続税評価額が高額であるために多額の相続税がかかり、納税のために自宅や事業用敷地を売却しなくてはならないといった事態を回避するために設けられています。

基礎控除額が減額されるため(改正)、この特例は納税者有利に改正されています。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧ください  
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。